

## ○農地造成等造成工事を行う場合に必要となる資料

1. 造成計画平面図（縦断面、横断面の位置を示す）
2. 造成計画縦断面図
3. 造成計画横断面図
4. 土量計算書
5. 土砂搬入・搬出経路図
6. 営農計画書
  - ・当該地の作付計画（作物、面積、時期等）
  - ・申請者の営農計画（所有農地面積、作付作物、使用する施設及び機械、農業従事者等）
  - ・土地所有者が自ら耕作を行わない場合は、利用権設定等で耕作者を特定する必要がある
7. 測量図等境界の復元に必要となる資料（複数の地権者の筆を一体として施工する場合に添付）
8. 搬入土の質を説明する資料
9. 隣接農地所有者の同意書
10. 被害防除計画書（必要に応じて計画平面図・計画断面図等を添付）
11. その他調整事項の協議書(用排水、納税猶予等の事項)

○農地造成計画の構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例、同条例施行規則等を準用。

### ○神奈川県土砂の適正処理に関する条例に係る手続

- ・ 500 m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する場合に、神奈川県知事（平塚土木事務所）に届け出が必要です。
- ・ 2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為を行おうとする場合に、神奈川県知事（平塚土木事務所）の許可が必要です。

### ○大磯町土地埋立て等規制条例にかかる手続

- ・ 500 m<sup>3</sup>以上で2,000 m<sup>3</sup>未満又は500 m<sup>3</sup>以上は許可手続